高知県児童相談所規則の一部改正について

１　趣旨

　　　児童福祉法第13条第２項及び第６項の規定により、高知県が設置する児童相談所

に置く児童福祉司並びに児童福祉司の指導及び教育を行う児童福祉司の数を定め

ることに伴い、高知県児童相談所規則の一部を改正するもの。

２　内容

　　　高知県児童相談所規則（昭和27年高知県規則第13号）の一部を次のように改

正する。

1. 第２条（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第29条に規定する証票は別記様式によるものとする）を第３条とする。
2. 児童福祉法第13条第２項及び第６項の規定による児童福祉司並びに児童福祉司の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、次表に定めるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 児童福祉司 | 児童福祉司の指導及び教育  を行う児童福祉司 |
| 中央児童相談所 | 16人以上 | 3人以上 |
| 幡多児童相談所 | 3人以上 | 1人以上 |

３　施行日

　　　この規則は公布の日から施行する。